

# 労災かくしは犯罪です。

—必ず労働者死傷病報告書を提出ください。—

「労災かくし」とは、労働災害が発生したとき、故意に「労働者死傷病報告書」の提出を怠ったり、作業場所や作業方法等に関して虚偽の報告を行ったりする違反行為であり、事業者が労働災害を隠そうとする明白な意図があることをいいます。

近時、建設業において3件の「労災かくし」が連続して発生し、大きな問題となっています。

「労災かくし」は、次の2つのパターンがあります。

- ① 労働者死傷病報告書を提出しないケース
- ② 労働者死傷病報告書に虚偽の内容を記載して報告するケース

「労災かくし」の動機は、労働基準監督署の監督や処分を回避したいことや、発注者や元請に迷惑をかけたくないこと等の誤った判断が考えられますが、被災者の擁護・救済や再発防止対策の樹立等、適正な事後対応を行うためにも絶対に必要であり、必ず報告しなければなりません。

## 書類送検事例1

平成23年2月に定期修理工事中に発生した墜落災害について、A板金工業は元請に迷惑がかかると判断し、災害発生場所を偽って所轄労基署に報告した。

## 書類送検事例2

平成23年3月に解体工事において発生した労働災害について、Bサービスは、元請から仕事が発注されなくなることをおそれて所轄署に労働者死傷病報告書を提出しなかった。

## 書類送検事例3

平成22年12月に民家外壁塗装工事において発生した墜落災害について、C塗装は工事が遅れると元請に迷惑がかかると考えて、所轄労基署に労働者死傷病報告書を提出しなかった。